

○ 更新履歴早見表

「北陸税理士会会員の皆様へ～自動ダイレクト等に関するリーフレットのご案内～」

新様式	旧様式
<div data-bbox="477 495 1344 1791"> <p style="text-align: center;"><b>北陸税理士会会員の皆様へ</b> ～自動ダイレクト等に関するリーフレットのご案内～</p> <p>税務行政につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、令和6年4月1日以降、e-Taxによる電子申告時に「ダイレクト納付」を利用する意思表示を行うことで、法定納期限に自動で口座引落しが行える手続（自動ダイレクト）の導入が予定されております。</p> <p>また、令和6年5月以降、プレプリント納付書の送付対象者の見直しを実施され、①e-Taxにより申告書を提出している法人の方や②e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方、③e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された方、④前年にキャッシュレス納付など納付書を使用しない方法により納付された方などを対象に、プレプリント納付書が送付されなくなります。</p> <p>この度、以下のリーフレット及び領収済通知書出力依頼書等を作成しましたので、それぞれの目的に合わせ、ご活用いただきますようお願いいたします。</p> <p><a href="#">データ掲載場所（金沢国税局HP「納税はキャッシュレスで効率化できます！」）</a></p> <p><b>別添1 「国税の納付は自動ダイレクト納付の利用が便利です」</b> ダイレクト納付を利用されていない関与先法人の方へ「ダイレクト納付とは何か。何が便利になるのか。」を案内していただくものです。</p> <p><b>別添2 「〈法人税・消費税用〉自動ダイレクト納付の手引き」</b> ダイレクト納付についての簡単な説明と、事前準備から納付確認までの流れを説明すると共に、関与先との意思疎通確認のチェック表機能を兼ね備えた手引きです。作成後は関与先に写しを交付して、税額の確認や納期限（引落日）の確認等にご利用ください。</p> <p><b>別添3 「〈源泉所得税用〉自動ダイレクト納付の手引き」</b> 上記、別添2の源泉所得税用です。</p> <p><b>別添4 「〈納付書〉領収済通知書出力依頼書」</b> 令和6年5月以降、プレプリント納付書の送付対象者の見直しが実施されます。その結果、納付書が送付されなかった方で納付書が必要な場合に使用していただく納付書の作成依頼の様式です。</p> <p><b>別添5 「申告所得税の納付書（領収済通知書）の記載例」</b> 納付書を記載する際の記載例です。記載漏れがあると内容について問い合わせをさせていただく場合や納付の確認が遅れて納税証明書の発行に時間を要する場合などがありますので、記載漏れのないようにご指導をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">金沢国税局 (06.03版)</p> </div>	<div data-bbox="1626 495 2493 1791"> <p style="text-align: center;"><b>北陸税理士会会員の皆様へ</b> ～自動ダイレクト等に関するリーフレットのご案内～</p> <p>税務行政につきましては、平素から格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。さて、令和6年4月1日以降、e-Taxによる電子申告時に「ダイレクト納付」を利用する意思表示を行うことで、法定納期限に自動で口座引落しが行える手続（自動ダイレクト）の導入が予定されております。</p> <p>また、令和6年5月以降、プレプリント納付書の送付対象者の見直しを実施され、①e-Taxにより申告書を提出している法人の方や②e-Taxによる申告書の提出が義務化されている法人の方、③e-Taxで「予定納税額の通知書」の通知を希望された方、④前年にキャッシュレス納付など納付書を使用しない方法により納付された方などを対象に、プレプリント納付書が送付されなくなります。</p> <p>この度、以下のリーフレット及び領収済通知書出力依頼書等を作成しましたので、それぞれの目的に合わせ、ご活用</p> <p style="text-align: right;">「国税の納付は自動ダイレクト納付の利用が便利です」に名称を更新しました。</p> <p><a href="#">データ掲載場所（金沢国税局HP「納税はキャッシュレスで効率化できます！」）</a></p> <p><b>別添1 「国税の納付はダイレクト納付の利用が便利です」</b> ダイレクト納付を利用されていない関与先法人の方へ「ダイレクト納付とは何か。何が便利になるのか。」を案内していただくものです。</p> <p><b>別添2 「〈法人税・消費税用〉ダイレクト納付の手引き」</b> ダイレクト納付についての簡単な説明と、事前準備から納付確認までの流れを説明すると共に、関与先との意思疎通確認のチェック表機能を兼ね備えた手引きです。作成後は関与先に写しを交付して、税額の確認や納期限（引落日）の確認等にご利用ください。</p> <p style="text-align: right;">「〈法人税・消費税用〉自動ダイレクト納付の手引き」に名称を更新しました。</p> <p><b>別添3 「〈源泉所得税用〉ダイレクト納付の手引き」</b> 上記、別添2の源泉所得税用です。</p> <p style="text-align: right;">「〈源泉所得税用〉自動ダイレクト納付の手引き」に名称を更新しました。</p> <p><b>別添4 「〈納付書〉領収済通知書出力依頼書」</b> 令和6年5月以降、プレプリント納付書の送付対象者の見直しが実施されます。その結果、納付書が送付されなかった方で納付書が必要な場合に使用していただく納付書の作成依頼の様式です。</p> <p><b>別添5 「申告所得税の納付書（領収済通知書）の記載例」</b> 納付書を記載する際の記載例です。記載漏れがあると内容について問い合わせをさせていただく場合や納付の確認が遅れて納税証明書の発行に時間を要する場合などがありますので、記載漏れのないようにご指導をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">最新版に更新しました。</p> <p style="text-align: right;">金沢国税局 (06.01版)</p> </div>

新様式	旧様式
<p data-bbox="409 317 546 348">〈法人向け〉</p> <div data-bbox="388 352 1436 688"><h1 data-bbox="439 405 1397 625">国税の納付は 自動ダイレクトの利用が便利です</h1></div> <p data-bbox="439 716 1205 831"> どうすれば利用できるの？</p> <div data-bbox="427 873 1403 1287"><p data-bbox="427 884 730 919">（納税者の皆様へ）</p><ol data-bbox="427 930 1383 1266" style="list-style-type: none"><li>1 申告書の作成を依頼した税理士に自動ダイレクトを希望する旨お伝えください。</li><li>2 裏面の「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」を利用開始を希望する1か月前までに所轄の税務署へ提出してください。</li><li>3 法定納期限に自動的に指定口座から引落としとなりますので、前日に残高を確認しておいてください。</li></ol></div> <p data-bbox="439 1367 967 1497"> ここが便利です</p> <div data-bbox="427 1528 988 1707"><ol data-bbox="427 1539 967 1686" style="list-style-type: none"><li>1 納付書の準備が不要</li><li>2 銀行に行く必要なし</li><li>3 納期限に口座から自動引落とし</li></ol></div> <div data-bbox="1020 1356 1389 1759"><p data-bbox="1032 1587 1371 1713">キャッシュレス納付に関する情報(チラシ・動画)を掲載しています！</p></div> <p data-bbox="804 1766 1412 1801">金沢国税局 (06.03版)</p>	<p data-bbox="1558 317 1694 348">〈法人向け〉</p> <div data-bbox="1537 352 2585 688"><h1 data-bbox="1558 373 2564 632">国税の納付は ダイレクト納付の利用が便利です</h1></div> <p data-bbox="1587 716 2353 831"> どうすれば利用できるの？</p> <div data-bbox="1576 873 2552 1287"><p data-bbox="1576 884 1878 919">（納税者の皆様へ）</p><ol data-bbox="1576 930 2531 1266" style="list-style-type: none"><li>1 申告書の作成を依頼した税理士にダイレクト納付を希望する旨お伝えください。</li><li>2 裏面の「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」を利用開始を希望する1か月前までに所轄の税務署へ提出してください。</li><li>3 法定納期限に自動的に指定口座から引き落としとなりますので、前日に残高を確認しておいてください。</li></ol></div> <p data-bbox="1587 1367 2116 1497"> ここが便利です</p> <div data-bbox="1576 1528 2136 1707"><ol data-bbox="1576 1539 2116 1686" style="list-style-type: none"><li>1 納付書の準備が不要</li><li>2 銀行に行く必要なし</li><li>3 納期限に口座から自動引落とし</li></ol></div> <div data-bbox="2169 1356 2537 1759"><p data-bbox="2181 1587 2519 1713">キャッシュレス納付に関する情報(チラシ・動画)を掲載し</p></div> <p data-bbox="1952 1766 2561 1801">金沢国税局 (06.01版)</p>

新様式	旧様式																
<div data-bbox="409 325 1409 378"> <p>〈法人税・消費税用〉【企業名： 様（決算期 ）】</p> </div> <div data-bbox="439 394 1380 562" style="background-color: #90EE90; border: 2px solid #000; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>自動ダイレクトの手引き</b> ～申告から納税まで簡単完結！～</p> </div> <div data-bbox="439 583 1380 798"> <p>【自動ダイレクトについて】 令和6年4月以降、あらかじめダイレクト納付の届出書を提出し、引落口座の登録が完了していれば、申告書の作成後、データ送信時にダイレクト納付を行う意思表示を行うことで、法定納期限に自動的に口座から引落としとなり、金融機関や税務署の窓口に向く必要がなくなります。 また、申告から納付までの手続きが一元化されることで、納付忘れを防止する効果があります。</p> </div> <div data-bbox="439 814 1380 1081"> <p>【事前準備】</p> <p><input type="checkbox"/> 納税者のダイレクト納付の届出書の提出、登録完了通知の確認（初回のみ） （参考）登録完了通知までの日数・・・届出書提出から1か月程度</p> <table border="1" data-bbox="489 913 1216 987"> <tr> <td>届出書提出</td> <td>年 月</td> <td>法人確認：</td> <td>税理士確認：</td> </tr> <tr> <td>登録完了通知</td> <td>年 月</td> <td>法人確認：</td> <td>税理士確認：</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> e-Taxで委任関係の登録</p> </div> <div data-bbox="439 1098 1380 1459"> <p>【納付税額の確認～納付完了確認までの流れ】</p> <p><input type="checkbox"/> 法人への申告税額、納付期限の説明・ダイレクト納付の同意確認 （参考）口座引落日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定納期限前日までに申告書送信・・・法定納期限</li> <li>・法定納期限当日に申告書送信・・・法定納期限の翌日（※）</li> </ul> <p>※ この場合、法定納期限に納付があったものとみなして、延滞税等に関する規定を適用する特例が設けられていますが、この特例適用には納付税額の上限額がありますのでご注意ください。 （上限額：～R8.3.31 1,000万円、～R10.3.31 3,000万円、以降1億円）</p> <p><input type="checkbox"/> 引落日口座の確認（複数登録の場合は、基本口座のほか、税目ごとに口座設定が可能）</p> <p><input type="checkbox"/> 引落日当日の納付完了確認（メッセージボックス内通知）</p> </div> <div data-bbox="439 1476 1380 1732"> <p>【申告書送信時の留意点】</p> <p>《確定申告》</p> <p><input type="checkbox"/> 確定申告書（法人税、消費税）作成後「送信する」ボタン押下前に「私(当社は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落としにより納付します）」を選択する。</p> <p>《予定納税申告・消費税中間申告》</p> <p><input type="checkbox"/> 法人税予定納税申告や消費税中間申告はメッセージボックスに格納される「納付区分番号」からデータ送信時にダイレクト納付を行う意思表示を行う。</p> </div> <div data-bbox="816 1738 1380 1774" style="text-align: right;"> <p>金沢国税局 (06.03版)</p> </div>	届出書提出	年 月	法人確認：	税理士確認：	登録完了通知	年 月	法人確認：	税理士確認：	<div data-bbox="1558 325 2567 378"> <p>〈法人税・消費税用〉【企業名： 「自動ダイレクトの手引き」に名称を更新しました。</p> </div> <div data-bbox="1587 394 2537 562" style="background-color: #90EE90; border: 2px solid #000; padding: 10px; text-align: center;"> <p><b>ダイレクト納付の手引き</b> ～申告から納税まで簡単完結！～</p> </div> <div data-bbox="1587 583 2537 798"> <p>【ダイレクト納付について】 令和6年4月以降、あらかじめダイレクト納付の届出書を提出し、引落口座の登録が完了していれば、申告書の作成後、データ送信時にダイレクト納付を行う意思表示を行うことで、法定納期限に自動的に口座から引落としとなり、金融機関や税務署の窓口に向く必要がなくなります。 また、申告から納付までの手続きが一元化されることで、納付忘れを防止する効果があります。</p> </div> <div data-bbox="1587 814 2537 1060"> <p>【事前準備】</p> <p><input type="checkbox"/> 納税者のダイレクト納付の届出書の提出、登録完了通知の確認（初回のみ） （参考）登録完了通知までの日数・・・届出書提出から1か月程度</p> <p>（「<input type="checkbox"/> e-Taxでの委任関係の登録」を追加しました。）</p> <table border="1" data-bbox="1632 913 2374 987"> <tr> <td>届出書提出</td> <td>年 月</td> <td>法人確認：</td> <td>税理士確認：</td> </tr> <tr> <td>登録完了通知</td> <td>年 月</td> <td>法人確認：</td> <td>税理士確認：</td> </tr> </table> </div> <div data-bbox="1587 1077 2537 1438"> <p>【納付税額の確認～納付完了確認までの流れ】</p> <p><input type="checkbox"/> 法人への申告税額、納付期限の説明・ダイレクト納付の同意確認 （参考）口座引落日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法定納期限前日までに申告書送信・・・法定納期限</li> <li>・法定納期限当日に申告書送信・・・法定納期限の翌日（※）</li> </ul> <p>※この場合、法定納期限に納付があったものとみなして、延滞税等に関する規定を適用する特例が設けられていますが、この特例適用には納付税額の上限額がありますのでご注意ください。 （上限額：～R8.3.31 1,000万円、～R10.3.31 3,000万円、以降1億円）</p> <p><input type="checkbox"/> 引落日口座の確認（複数登録の場合はどの口座を指定するかを確認）</p> <p><input type="checkbox"/> 引落日当日の納付完了確認（メッセージボックス内通知）</p> </div> <div data-bbox="1587 1455 2537 1711"> <p>【申告書送信時の留意点】</p> <p>《確定申告》</p> <p><input type="checkbox"/> 確定申告書（法人税、消費税）作成後「送信する」ボタン押下前に「納付税額については法定納期限にダイレクト納付を行います。（※）」を選択する。</p> <p>《予定納税申告・消費税中間申告》</p> <p><input type="checkbox"/> 法人税予定納税申告や消費税中間申告はメッセージボックスに格納される「納付区分番号」からデータ送信時にダイレクト納付を行う意思表示を行う。</p> <p>（※）導入前のため、実際の操作画面に表示される文言と異なる場合があります。</p> </div> <div data-bbox="1973 1728 2567 1764" style="text-align: right;"> <p>金沢国税局 (06.01版)</p> </div>	届出書提出	年 月	法人確認：	税理士確認：	登録完了通知	年 月	法人確認：	税理士確認：
届出書提出	年 月	法人確認：	税理士確認：														
登録完了通知	年 月	法人確認：	税理士確認：														
届出書提出	年 月	法人確認：	税理士確認：														
登録完了通知	年 月	法人確認：	税理士確認：														

削除しました。

「納付税額に～行います。」の記載内容を更新しました。

最新版に更新しました。

新様式	旧様式												
<div style="text-align: center; background-color: #90EE90; padding: 5px;"> <p>～ご利用の流れ（チェックリスト）～ 納付税額の確認から納付完了確認まで</p> </div> <p>① 納付税額、納付期限の確認（ 年 月期）</p> <p>法人税 円 納付期限 月 日（ ） 確認→<input type="checkbox"/>                  地方法人税 円 納付期限 月 日（ ） 確認→<input type="checkbox"/>                  消費税 円 納付期限 月 日（ ） 確認→<input type="checkbox"/></p> <p>※ 申告区分にチェックを入れ、予定、中間の場合は法人、税理士どちらが操作するかを確認。  <input type="checkbox"/> 予定、中間分                  メッセージボックスに格納される納付区分番号から納付手続きを行い、自動引落し。                  （納付手続き者：<input type="checkbox"/> 税理士・<input type="checkbox"/> 法人）</p> <p><input type="checkbox"/> 確定分                  申告書のe-Tax送信時に、（税理士等が）ダイレクト納付を行うための入力を行うことで自動引落しになります。                  ※ 法人税法75条や消費税法45条の2などによる申告期限の延長をしている場合、本来の申告期限（法定納期限）までに申告手続きを行う場合に限り、自動ダイレクトが可能です。この場合は、申告期限が延長された日ではなく、本来の法定納期限に口座から引き落とされます。                  なお、自動ダイレクトを利用されない場合は、メッセージボックスに格納される納付区分番号通知から、納付を行う必要があります。</p> <p>② 引落し口座の確認</p> <p>銀行・信用金庫 本店・支店</p> <p>口座番号</p> <p>③ 引落日にメッセージボックスにて納付完了を確認（確認者：<input type="checkbox"/> 税理士・<input type="checkbox"/> 法人）</p> <p>※ 残高不足で口座引落しができなかった場合、「ダイレクト納付エラー通知」が税理士・納税者双方のメッセージボックスに格納され、「ダイレクト納付指定日」が自動で取り消されます。                  また、この取消により、申告書等データの送信時に、メッセージボックスに格納された「納付区分番号通知」に、「今すぐに納付される方」ボタンが表示されますので、引落口座に入金後、「納付区分番号通知」の「今すぐに納付される方」ボタンをクリックし、再度、納付をお願いします。                  なお、法定納期限の翌取引日が引落日の場合、再度納付しても、延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。</p>	<div style="text-align: center; background-color: #90EE90; padding: 5px;"> <p>～ご利用の流れ（チェックリスト）～ 納付税額の確認から納付完了確認まで</p> </div> <p>① 納付税額、納付期限の確認（ 年 月期）</p> <p>法人税 円 納付期限 月 日（ ） 確認→<input type="checkbox"/>                  地方法人税 円 納付期限 月 日（ ） 確認→<input type="checkbox"/>                  消費税 円 納付期限 月 日（ ） 確認→<input type="checkbox"/></p> <p>※ 申告区分にチェックを入れ、予定、中間の場合は法人、税理士どちらが操作するかを確認。  <input type="checkbox"/> 予定、中間分                  メッセージボックスに格納される納付区分番号から納付手続きを行い、自動引落し。                  （納付手続き者：<input type="checkbox"/> 税理士・<input type="checkbox"/> 法人）</p> <p><input type="checkbox"/> 確定分                  申告書のe-Tax送信時に、（税理士等が）ダイレクト納付を行うための入力を行うことで自動引落しになります。                  ※ 法人税法75条や消費税法45条の2などによる申告期限の延長をしている場合、本来の申告期限（法定納期限）までに申告手続きを行う場合に限り、自動ダイレクトが可能です。この場合は、申告期限が延長された日ではなく、本来の法定納期限に口座から引き落とされます。                  なお、自動ダイレクトを利用されない場合は、メッセージボックスに格納される納付区分番号通知から、納付を行う必要があります。</p> <p>② 引落し口座の確認</p> <p>銀行・信用金庫 本店・支店</p> <p>口座番号</p> <p>③ 引落日にメッセージボックスにて納付完了を確認（確認者：<input type="checkbox"/> 税理士・<input type="checkbox"/> 法人）</p> <p>※万が一、引き落としがされていない場合は速やかに所轄の税務署（管理運営担当）へご連絡ください。</p>												
<p>【メモ欄】</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">説明日</td> <td style="width: 100px;">年 月 日（ ）</td> </tr> <tr> <td>法人担当者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税理士（担当者）</td> <td></td> </tr> </table> </div>	説明日	年 月 日（ ）	法人担当者		税理士（担当者）		<p>【メモ欄】</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <table border="1" style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100px;">説明日</td> <td style="width: 100px;">年 月 日（ ）</td> </tr> <tr> <td>法人担当者</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税理士（担当者）</td> <td></td> </tr> </table> </div>	説明日	年 月 日（ ）	法人担当者		税理士（担当者）	
説明日	年 月 日（ ）												
法人担当者													
税理士（担当者）													
説明日	年 月 日（ ）												
法人担当者													
税理士（担当者）													
<p style="text-align: center;">金沢国税局 (06.03版)</p>	<p style="text-align: center;">金沢国税局 (06.01版)</p> <p style="text-align: right; border: 1px solid red; padding: 2px;">最新版に更新されました。</p>												

新様式	旧様式																				
<div data-bbox="409 325 1451 1717"> <p>〈源泉所得税用〉 【企業名： 様】</p> <h2 style="background-color: #90EE90; padding: 5px;">自動ダイレクトの手引き ～所得税徴収高計算書作成から納税まで簡単完結～</h2> <p><b>【自動ダイレクトについて】</b> 令和6年4月以降、あらかじめダイレクト納付の届出書を提出し、引落口座の登録が完了していれば、e-Taxによる所得税徴収高計算書の作成後、データ送信時にダイレクト納付を行う意思表示を行うことで、法定納期限に自動的に口座から引落としとなり、金融機関や税務署の窓口に出向く必要がなくなります。 また、徴収高計算書作成から納付までの手続が一元化されることで、納付忘れを防止する効果があります。</p> <p><b>【事前準備】</b> <input type="checkbox"/> 納税者のダイレクト納付の届出書の提出、登録完了通知の確認（初回のみ） （参考）登録完了通知までの日数・・・届出書提出から1か月程度</p> <table border="1" data-bbox="498 961 1249 1041"> <tr> <td>届出書提出</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>法人確認：</td> <td>税理士確認：</td> </tr> <tr> <td>登録完了通知</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>法人確認：</td> <td>税理士確認：</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> e-Taxで委任関係の登録 委任関係の登録手続き</p> <p><b>【納付税額の確認～納付完了確認までの流れ】</b> <input type="checkbox"/> 法人への納付税額、納付期限の説明・ダイレクト納付の同意確認 （参考）口座引落日 ・法定納期限前日までに徴収高計算書を送信・・・法定納期限 ・法定納期限当日に徴収高計算書を送信・・・法定納期限の翌日（※） ※ この場合、法定納期限に納付があったものとみなして、延滞税等に関する規定を適用する特例が設けられていますが、この特例適用には納付税額の上限額がありますのでご注意ください。 （上限額：～R8.3.31 1,000万円、～R10.3.31 3,000万円、以降1億円）</p> <p><input type="checkbox"/> 引落日口座の確認（複数登録の場合は、基本口座のほか、税目ごとに口座設定が可能）</p> <p><input type="checkbox"/> 引落日当日の納付完了確認（メッセージボックス内通知）</p> <p><b>【所得税徴収高計算書の送信時の留意点】</b> 所得税徴収高計算書作成後「送信する」ボタン押下前に「私(当社は、申告した納税額について、自動ダイレクトを利用し、下記の口座からの引落としにより納付します）」を選択する。</p> </div> <p style="text-align: center;">金沢国税局 (06.03版)</p>	届出書提出	年	月	法人確認：	税理士確認：	登録完了通知	年	月	法人確認：	税理士確認：	<div data-bbox="1567 325 2579 1717"> <p>〈源泉所得税用〉 【企業名： 様】</p> <p>「自動ダイレクトの手引き」に名称を更新しました。</p> <h2 style="background-color: #90EE90; padding: 5px;">ダイレクト納付の手引き ～所得税徴収高計算書作成から納税まで簡単完結～</h2> <p><b>【ダイレクト納付について】</b> 令和6年4月以降、あらかじめダイレクト納付の届出書を提出し、引落口座の登録が完了していれば、e-Taxによる所得税徴収高計算書の作成後、データ送信時にダイレクト納付を行う意思表示を行うことで、法定納期限に自動的に口座から引き落としとなり、金融機関や税務署の窓口に出向く必要がなくなります。 また、徴収高計算書作成から納付までの手続が一元化されることで、納付忘れを防止する効果があります。</p> <p>「自動ダイレクトについて」に更新しました。</p> <p><b>【事前準備】</b> <input type="checkbox"/> 納税者のダイレクト納付の届出書の提出、登録完了通知の確認（初回のみ） （参考）登録完了通知までの日数・・・届出書提出から1ヶ月程度</p> <table border="1" data-bbox="1641 982 2374 1062"> <tr> <td>届出書提出</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>法人確認：</td> <td>税理士確認：</td> </tr> <tr> <td>登録完了通知</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>法人確認：</td> <td>税理士確認：</td> </tr> </table> <p><input type="checkbox"/> e-Taxで委任関係の登録を追加しました。</p> <p><b>【納付】</b> <input type="checkbox"/> 法人への納付税額、納付期限の説明・ダイレクト納付の同意確認 （参考）口座引落日 ・法定納期限前日までに徴収高計算書を送信・・・法定納期限 ・法定納期限当日に徴収高計算書を送信・・・法定納期限の翌日（※） ※この場合、法定納期限に納付があったものとみなして、延滞税等に関する規定を適用する特例が設けられていますが、この特例適用には納付税額の上限額がありますのでご注意ください。 （上限額：～R8.3.31 1,000万円、以降1億円） 記載内容を更新しました。</p> <p><input type="checkbox"/> 引落日口座の確認（複数登録の場合はどの口座を指定するかを確認）</p> <p><input type="checkbox"/> 引落日当日の納付完了確認（メッセージボックス内通知）</p> <p>「納付税額について～行います。」の記載内容を更新しました。</p> <p><b>【所得税徴収高計算書の送信時の留意点】</b> 所得税徴収高計算書作成後「送信する」ボタン押下前に「納付税額については法定納期限にダイレクト納付を行います。」を選択する。 （※）導入前のため、実際の操作画面に表示される文言と異なる場合があります。</p> <p>削除しました。</p> </div> <p style="text-align: center;">金沢国税局 (06.01版)</p> <p style="text-align: right;">最新版に更新しました。</p>	届出書提出	年	月	法人確認：	税理士確認：	登録完了通知	年	月	法人確認：	税理士確認：
届出書提出	年	月	法人確認：	税理士確認：																	
登録完了通知	年	月	法人確認：	税理士確認：																	
届出書提出	年	月	法人確認：	税理士確認：																	
登録完了通知	年	月	法人確認：	税理士確認：																	

新様式

旧様式

～ご利用の流れ（チェックリスト）～  
納期限・納付税額の確認から納付完了確認まで

～ご利用の流れ（チェックリスト）～  
納期限・納付税額の確認から納付完了確認まで

①納期限・納付税額の確認

納期等の区分	納期限（原則翌月10日）	納付税額	納付確認
1月分	月 日（ ）	円	
2月分	月 日（ ）	円	
3月分	月 日（ ）	円	
4月分	月 日（ ）	円	
5月分	月 日（ ）	円	
6月分	月 日（ ）	円	
7月分	月 日（ ）	円	
8月分	月 日（ ）	円	
9月分	月 日（ ）	円	
10月分	月 日（ ）	円	
11月分	月 日（ ）	円	
12月分	月 日（ ）	円	

①納期限・納付税額の確認

納期等の区分	納期限（原則翌月10日）	納付税額	納付確認
1月分	月 日（ ）	円	
2月分	月 日（ ）	円	
3月分	月 日（ ）	円	
4月分	月 日（ ）	円	
5月分	月 日（ ）	円	
6月分	月 日（ ）	円	
7月分	月 日（ ）	円	
8月分	月 日（ ）	円	
9月分	月 日（ ）	円	
10月分	月 日（ ）	円	
11月分	月 日（ ）	円	
12月分	月 日（ ）	円	

②引落し口座の確認

銀行・信用金庫 本店・支店  
口座番号

②引落し口座の確認

銀行・信用金庫 本店・支店  
口座番号

③引落し日にメッセージボックスにて納付完了を確認（確認者：口税理士・口法人）

※ 残高不足で口座引落しができなかった場合、「ダイレクト納付エラー通知」が税理士・納税者双方のメッセージボックスに格納され、「ダイレクト納付指定日」が自動で取り消されます。また、この取消により、申告書等データの送信時に、メッセージボックスに格納された「納付区分番号通知」に、「今すぐに納付される方」ボタンが表示されますので、引落口座に入金後、「納付区分番号通知」の「今すぐに納付される方」ボタンをクリックし、再度、納付をお願いします。  
なお、法定納期限の翌取引日が引落日の場合、再度納付しても、延滞税がかかる場合がありますので、ご注意ください。

③引落し日にメッセージボックスにて納付完了を確認（確認者：口税理士・口法人）

※万が一、引き落としがされていない場合は速やかに所轄の税務署（管理運営担当）へご連絡ください。

【メモ欄】

	説明日	年 月 日（ ）
	法人担当者	
	税理士（担当者）	

金沢国税局

(06.03版)

【メモ欄】

	説明日	年 月 日（ ）
	法人担当者	
	税理士（担当者）	

金沢国税局

(06.01版)

最新版に更新しました。

別添4 「(納付書) 領収済通知書出力依頼書」

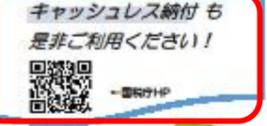
新様式					旧様式																																								
税理士用 (納付書) 領収済通知書出力依頼書 税務署分 令和 年 月 日 提出					税理士用 (納付書) 領収済通知書出力依頼書 税務署分 令和 年 月 日 提出																																								
依頼者	税理士名	(担当者氏名: )			依頼者	税理士名	(担当者氏: )																																						
	所在地	(電話 - - )				所在地	(電話 - - )																																						
希望交付方法		<input type="checkbox"/> 郵送 (納税者宛・税理士宛)			希望交付方法		<input type="checkbox"/> 郵送 (納税者宛・税理士宛)																																						
		<input type="checkbox"/> 「 月 日」以降窓口交付					<input type="checkbox"/> 「 月 日」以降窓口交付																																						
		<small>※ 郵送交付の際、所要の切手を貼った返信用封筒は不要です。 ※ 窓口交付の場合は、依頼書提出日から1週間後以降の日を記入してください。</small>					<small>※ 依頼書提出日から1週間後以降の日を記入してください。</small>																																						
整理番号	氏名 (法人名)	税目			整理番号	氏名 (法人名)	税目																																						
0		<input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 地方法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他( )			0		<input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 地方法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他( )																																						
0		<input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 地方法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他( )			0		<input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 地方法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他( )																																						
0		<input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 地方法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他( )			0		<input type="checkbox"/> 法人税 <input type="checkbox"/> 所得税及復興特別所得税 <input type="checkbox"/> 地方法人税 <input type="checkbox"/> 消費税及地方消費税 <input type="checkbox"/> その他( )																																						
<p>1 依頼書について プレプリント納付書の送付対象者の見直しに伴い、プレプリント納付書が送付されなくなる納税者で、納付書が必要な場合は、この依頼書を使用して納付書を請求してください。 なお、震災による申告・納付等の期限延長に係る所得税・消費税の納付書は、この依頼書によらず、税務署窓口にて窓口用納付書(税目及び税務署名のみ印字された納付書)をお求めください。</p> <p>2 依頼書の作成・提出 必要事項を記入の上、納税者の所轄税務署の管理運営部門(管理運営部門の設置がない署にあっては総務課)へ持参又は郵送してください。 ※1 今期使用する納付書の出力とさせていただきます。 複数期分まとめた依頼はご遠慮ください。 2 依頼書を郵送される場合の宛先は「●●税務署 管理運営担当部門」としてください。 3 源泉所得税の納付書が必要な場合には、本様式によらず、「源泉所得税徴収高計算書出力依頼書」を提出してください(郵送での交付を希望の場合は所要の切手を貼った返信用封筒が必要です。)</p> <p>3 交付手続等 (1) 交付に要する期間 出力・交付には概ね1週間程度の期間を要します。 窓口での交付を希望される方は、交付希望日以降に税務署総合受付へお越し下さい。 (2) 交付部数 用紙に限りがあるので交付部数は1部とさせていただきます。 (3) その他 整理番号、住所、氏名及び税目欄を印字した納付書を交付します。 つきましては、その他項目の記載漏れがないよう、「申告所得税の納付書(領収済通知書)の記載例」を参考に指導をお願いいたします。 なお、個人の納税者分の所得税・消費税の納付書については、依頼書に整理番号や氏名の記載があっても、窓口用納付書(税目及び税務署名のみ印字された納付書)を交付する場合があります。</p>					<p>1 依頼書の作成・提出 必要事項を記入の上、納税者の所轄税務署の管理運営部門(管理運営部門の設置がない署にあっては総務課)へ持参又は郵送してください。 ※1 今期使用する納付書の出力とさせていただきます。 2 依頼書を郵送される場合の宛先は「●●税務署 管理運営担当部門」としてください。 3 源泉所得税の納付書が必要な場合には、本様式によらず、「源泉所得税徴収高計算書出力依頼書」を提出してください。</p> <p>1週間程度の期間を要します。 窓口での交付を希望される方は、交付希望日以降に税務署総合受付へお越し下さい。</p> <p>(2) 交付部数 用紙に限りがあるので交付部数は1部とさせていただきます。</p> <p>(3) その他 税額欄の印字がない納付書を交付します。</p>																																								
<p>アンケートのご協力をお願いします！ 今回納付書を使用される主な理由をお聞かせください。</p> <input type="checkbox"/> キャッシュレス納付の操作手順が不明 <input type="checkbox"/> キャッシュレス納付の関与先への説明が困難 <input type="checkbox"/> 関与先が納付書による納付を希望 <input type="checkbox"/> その他( )					<p>アンケートのご協力をお願いします！ 今回納付書を使用される主な理由をお聞かせください。</p> <input type="checkbox"/> キャッシュレス納付の操作手順が不明 <input type="checkbox"/> キャッシュレス納付の関与先への説明が困難 <input type="checkbox"/> 関与先が納付書による納付を希望 <input type="checkbox"/> その他( )																																								
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>※税務署使用欄</th> <th>収受年月日</th> <th>担当者</th> <th>作成年月日</th> <th>担当者</th> <th>確認年月日</th> <th>担当者</th> <th>交付年月日</th> <th>担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> </tr> </tbody> </table>					※税務署使用欄	収受年月日	担当者	作成年月日	担当者	確認年月日	担当者	交付年月日	担当者		.	.	.	.	.	.	.	.	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>※税務署使用欄</th> <th>収受年月日</th> <th>担当者</th> <th>作成年月日</th> <th>担当者</th> <th>確認年月日</th> <th>担当者</th> <th>交付年月日</th> <th>担当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> <td>.</td> </tr> </tbody> </table>					※税務署使用欄	収受年月日	担当者	作成年月日	担当者	確認年月日	担当者	交付年月日	担当者		.	.	.	.	.	.	.	.
※税務署使用欄	収受年月日	担当者	作成年月日	担当者	確認年月日	担当者	交付年月日	担当者																																					
	.	.	.	.	.	.	.	.																																					
※税務署使用欄	収受年月日	担当者	作成年月日	担当者	確認年月日	担当者	交付年月日	担当者																																					
	.	.	.	.	.	.	.	.																																					

記載内容を更新しました。

説明事項欄の拡張に伴い、行を削除しました。

「1 依頼書について」を追加しました。

記載内容を更新しました。



記載内容 (QRコード含む) を更新しました。

記載内容を更新しました。

「更新日付」欄を追加しました。